

平成16年第1回防府市議会定例会会議録（その1）

平成16年2月27日（金曜日）

議事日程

平成16年2月27日（金） 午前10時 開会

- 1 開 会
- 2 会期の決定
- 3 議席の変更
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 交通網整備促進対策特別委員会の中間報告
中心市街地活性化対策調査特別委員会の中間報告
- 6 選任第 1号 防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 7 報告第 1号 専決処分の報告について
報告第 2号 専決処分の報告について
報告第 3号 専決処分の報告について
報告第 4号 専決処分の報告について
報告第 5号 専決処分の報告について
報告第 6号 専決処分の報告について
報告第 7号 専決処分の報告について
報告第 8号 専決処分の報告について
- 8 報告第 9号 専決処分の報告について
- 9 議案第 1号 防府市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について
- 10 議案第 2号 工事請負契約の一部変更について
- 11 議案第 3号 防府市事務分掌条例中改正について
- 12 議案第 4号 防府市役所出張所設置条例等中改正について
- 13 議案第 5号 防府市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例中改正について
- 14 議案第 6号 防府市基金の設置、管理及び処分に関する条例中改正について
- 15 議案第 7号 防府都市計画特別業務地区建築条例中改正について
- 16 議案第 8号 防府市火災予防条例中改正について

- 17 議案第 9 号 平成 15 年度防府市一般会計補正予算（第 8 号）
- 18 議案第 10 号 平成 15 年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 11 号 平成 15 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 12 号 平成 15 年度防府市索道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 13 号 平成 15 年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 14 号 平成 15 年度防府市土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 15 号 平成 15 年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 16 号 平成 15 年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 17 号 平成 15 年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 18 号 平成 15 年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 19 議案第 19 号 平成 15 年度防府市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 20 号 平成 15 年度防府市工事用水道事業会計補正予算（第 1 号）

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（29 名）

1 番	田 中 敏 靖 君	2 番	山 下 和 明 君
3 番	河 杉 憲 二 君	4 番	行 重 延 昭 君
5 番	山 本 久 江 君	6 番	藤 本 和 久 君
7 番	斉 藤 旭 君	8 番	横 田 和 雄 君
9 番	岡 村 和 生 君	10 番	弘 中 正 俊 君
11 番	安 藤 二 郎 君	12 番	山 田 如 仙 君
13 番	平 田 豊 民 君	14 番	藤 野 文 彦 君
15 番	馬 野 昭 彦 君	16 番	木 村 一 彦 君
17 番	熊 谷 儀 之 君	18 番	佐 鹿 博 敏 君
19 番	広 石 聖 君	20 番	大 村 崇 治 君
21 番	松 村 学 君	22 番	久 保 玄 爾 君
23 番	今 津 誠 一 君	24 番	河 村 龍 夫 君
25 番	藤 井 正 二 君	26 番	青 木 岩 夫 君
27 番	横 見 進 君	28 番	深 田 慎 治 君

30番 中司 実君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	中村隆君
総務部長	嘉村悦男君	総務課長	浅田道生君
生活環境部長	三谷勇生君	産業振興部長	阿部實君
土木建築部長	林勇夫君	都市整備部長	岡本智君
健康福祉部長	村田辰美君	教育長	岡田利雄君
教育次長	山下州夫君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局参事	井上孝一君	消防長	山根徹雄君
監査委員	大木孝好君		

事務局職員出席者

議会事務局長 村重誠君 議会事務局次長 徳光辰雄君

午前10時 開会

議長（中司 実君） ただいまから平成16年第1回防府市議会定例会を開会します。

議長（中司 実君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会期の決定

議長（中司 実君） 会期についてお諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月24日までの27日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月24日までの27日間と決定しました。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思い

ますので、よろしく御協力のほどお願いします。

議席の変更

議長（中司 実君） 議席の変更についてを議題とします。

慣例により、議席の変更を議会運営委員会において御相談申し上げ、決定を見ましたので、議席順に氏名を御報告申し上げます。

局長より報告させます。

議会事務局長（村重 誠君） それでは御報告申し上げます。敬称は省略させていただきます。

1 番	田 中	副議長	2 番	山 下	議 員
3 番	河 杉	議 員	4 番	行 重	議 員
5 番	山 本	議 員	6 番	藤 本	議 員
7 番	斉 藤	議 員	8 番	横 田	議 員
9 番	岡 村	議 員	10 番	弘 中	議 員
11 番	安 藤	議 員	12 番	山 田	議 員
13 番	平 田	議 員	14 番	藤 野	議 員
15 番	馬 野	議 員	16 番	木 村	議 員
17 番	熊 谷	議 員	18 番	佐 鹿	議 員
19 番	広 石	議 員	20 番	大 村	議 員
21 番	松 村	議 員	22 番	久 保	議 員
23 番	今 津	議 員	24 番	河 村	議 員
25 番	藤 井	議 員	26 番	青 木	議 員
27 番	横 見	議 員	28 番	深 田	議 員
30 番	中 司	議 長			

以上でございます。

議長（中司 実君） ただいま御報告しましたとおり、議席を変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よってただいま御報告しましたとおり議席を変更することに決しました。

それでは恐れ入りますが、ただいま決定しました議席にそれぞれ御着席いただきますようお願いいたします。暫時休憩をいたします。

午前 10 時 4 分 休憩

午前 10 時 5 分 開議

議長（中司 実君） 休憩を閉じて会議を再開します。

会議録署名議員の指名

議長（中司 実君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

2 番、山下議員、3 番、河杉議員、御兩名にお願い申し上げます。

交通網整備促進対策特別委員会の中間報告

中心市街地活性化対策調査特別委員会の中間報告

議長（中司 実君） この際、交通網整備促進対策特別委員会及び中心市街地活性化対策調査特別委員会より、審査の過程について中間報告をしたい旨の申し出がございましたので、これを許します。

なお、質疑につきましては、各特別委員長の中間報告の後、一括で受けたいと思います。まず、交通網整備促進対策特別委員会の中間報告を受けます。藤野特別委員長。

〔交通網整備促進対策特別委員長 藤野 文彦君 登壇〕

14 番（藤野 文彦君） 去る 2 月 20 日に、交通網整備促進対策特別委員会を開催し、幹線道路についての要望及び事業進捗状況並びに山口・防府都市圏総合交通体系調査について協議いたしましたので、その経緯について順次、御報告申し上げます。

始めに、幹線道路要望についてでございますが、執行部より「平成 16 年度道路財源の拡大・確保については、極めて厳しい状況にある中、受益者負担という制度趣旨にのっとり、自動車重量税を含む道路特定財源は、すべて道路整備に充当するよう道路整備予算の獲得要望を。

また、一般国道 2 号の事業促進につきましては、富海地区、大道地区における 2 車線区間に起因した交通混雑解消や円滑な救急活動を確保するための拡幅、その他市内の暫定 2 車線区間の 4 車線化とあわせ、安全で快適な国道 2 号の早期整備について国土交通省を初めとする関係機関へ要望活動を行いました。

また、一般県道中関港線については、本年度からの事業着手ですが、16 年度以降、引き続き早期完成ができるよう、また、第 1 期工事完成と同時に中央病院への接続ができるよう県へ要望を行いました」との報告を受けました。

次に、幹線道路の事業進捗状況につきましては、都市計画道路環状 1 号線、都市計画道

路佐波新田線、主要県道防府環状線、佐波川自転車道、一般県道大内右田線及び中関港線、農免農道牟礼小野線についての事業内容、事業費、用地補償の状況、今年度末における事業進捗率等について報告を受けました。

このうち、都市計画道路佐波新田線の15年度事業につきましては、所要の調整に不測の日数を要したため、本年3月の着工となること。一般県道中関港線については、県央部の広域幹線として整備することにより、重要港湾三田尻中関港から国道2号及び山陽自動車道防府東・西インターチェンジまでのアクセスが改善されるとともに、防府市の環状道路網が形成され、県立中央病院への救急搬送経路の緊急路線としても円滑な交通を確保するとともに、地域産業の活性化に大きく寄与するものとして今年度から第1期工事が着手されたこと。

農免農道牟礼小野線の第1期工事については、平成16年度完成予定となっていたものが、真尾の取付道路部分に弥生式の住居跡が確認され、その全面発掘を行う必要があることから、平成17年10月頃に完成する予定と聞いていることがあわせて報告されました。

以上の幹線道路に関する報告を受けた後、質疑に入りました。

主なものを申し上げますと「環状1号線については、桜馬場三田尻港線との交差点付近で、すでに通勤ラッシュがある。この道路が完成するとさらに交通量がふえるが、これの対処については、どう考えているのか」との質疑に対し「港大橋との交差点、変則三差路の箇所につきましてはの改良計画は、現在のところ聞いておりません。湾岸道路完成後の計画交通量は、1日当たり8,000台と見込んでおられましたが、現在、1日7,000台の交通量があると聞いております。

利便性から交通量の増加が予想されますが、港大橋そのものの幅員が狭いこともあり、状況を見た上で、必要であれば、県へお願いをしてみたいと考えています」との答弁がございました。

また「国道2号の富海、大道地区の拡幅要望に対する、国の反応、見通しはどうか」との質疑に対し「今年度から、周南市の戸田地区で工事が再開されています。周南地区から椿峠に上がってきますと狭い追い越し車線がありますが、その箇所までが工事区間と聞いております。これより以西につきましては、工事の完成を見た上で対応したいという意向です。大道地区につきましては、特に回答は受けていません」との答弁がございました。

また、「一般県道中関港線については、地元から具体的要望が出されているのではないかと思う。これに対し、県では、どのような方向で考えているのか。また、今年度は、環境調査が実施されているが、その点についての報告は受けていないか」との質疑に対し、「地元からの要望につきましては、土木事務所を通じて県へ要望書が出されたと聞いてお

ります。内容についての詳しい報告は受けておりませんが、対応につきまして、現在、検討されている途中ではないかと思えます。また、環境調査につきましては、地元に対してもその報告がなされるものだと思いますが、具体的なことは聞いておりません」との答弁がございました。

これに対し、「地元の方にとっては、切実な問題である。市からも本事業の早期実現という形で要望した経緯があるので、県事業だからということではなく、市としてこの問題にどう対処していくかという方向性を持ってもらいたい」との要望がございました。また、「県立中央病院へのアクセスとしての一般県道中関港線と一般県道 大内右田線との接続及び大内右田線の玉泉湖以北の計画について、今後の見通しはどうか」との質疑に対し「一般県道中関港線につきましては、第1期工事の完成と同時に、中央病院へつなげるよう地元も望んでおられますし、市といたしましてもそのように強く要望しております。また、大内右田線の現道路の終点が玉泉湖でございますが、それから先の計画につきましては、詳しくは聞いておりません。中関港線が完了した後に、県央合併との絡みもあると思えますが、県では、計画に強い意向を持っていると聞いています」との答弁がございました。これに対し「中央病院へのアクセスが向上するものについては、早期にその整備を図ってもらいたい」との要望がございました。

次に、山口・防府都市圏における総合都市交通体系調査につきまして御報告申し上げます。執行部から「本調査は、山口県が中心となり、合併協議を進めている県央2市4町において平成15年度から3ヵ年計画で実施されるものです。本年度は、家庭訪問調査、スクリーンライン調査での現地検証等の交通実態調査を実施し、16年度に調査結果の集計・分析、将来の交通需要予測等を行い最終年度には、計画課題の設定、都市の将来像の提案、総合的な交通体系のマスタープランを策定する予定と聞いております」との報告がございました。

以上の報告を受けた後、質疑に入りました。主なものを申し上げますと、「この調査の先進地では、過去に何度も調査を実施し、その時々結果に基づいた計画の見直しを実施している。現在は、調査結果をインプットし、各種政策のシミュレーションができるソフトの開発をしている。多様な施策に対するシナリオを提案させていく仕組みであるが、そこまでやらないと、調査だけで終わってしまう。将来的にこの調査を継続しながら、シミュレーションが可能なソフトを開発していく予定があるのか」との質疑に対し、「昭和33年から計画決定された道路が現実には、できていません。交通の需要はどうか、また流れはどうあるべきかということにこの調査の利用価値がございます。将来の課題解決には、御指摘いただいたような形で利用しなければならないと考えていますので、希望とし

ては、行っていきたいと思っています」との答弁がございました。これに対し、「都市計画に利用するのであれば、今回だけで終わらず、将来性のある方法で、継続して実施してもらいたい」との要望がございました。また、これに関連し「都市計画道路として計画決定されたまま、事業着手に至らないものが随分ある。県との協議も必要であるが、この調査の結果も踏まえ、その実現の可能性をもう一度精査する意味で洗い直しをしてほしい」との要望もございました。以上をもちまして、交通網整備促進対策特別委員会の中間報告とさせていただきます。

議長（中司 実君） 次に、中心市街地活性化対策調査特別委員会の中間報告を受けます。河村特別委員長。

〔中心市街地活性化対策調査特別委員長 河村 龍夫君 登壇〕

24番（河村 龍夫君） 去る2月20日に、中心市街地活性化対策調査特別委員会を開催いたしましたので、その経過について各事業ごとに順次概要を御報告いたします。

まず、防府駅北土地地区画整理事業及び防府駅てんじんぐち市街地再開発事業についてでございますが、駅北土地地区画整理事業については、平成15年度事業として、B街区の29件の建物移転を3月中旬を目標に完了する予定であり、C街区の建物移転につきましては、5件の移転が1月中旬に完了し、これによりC街区の建物移転が完了しました。工事につきましては、赤間通り線道路改良工事として、電線類の地中化工事を平成16年3月末完了に向けて実施しており、戎町緑町線道路築造工事につきましては、3月末完了を目指して実施しております。また、平成16年度事業予定では、A街区の25件の建物移転を予定いたしております。工事につきましては、B街区の駅通り牟礼線道路改良工事として、電線類の地中化工事を再開発事業のスケジュールにあわせて施工する予定であり、C街区については、赤間通り線道路改良工事として歩道整備を予定いたしておりますとの報告がございました。

次に、防府駅てんじんぐち市街地再開発事業についてでございますが、平成15年12月15日に市街地再開発組合設立発起人5名から組合設立認可申請書が防府市長あてに提出され、市において認可申請書の内容について確認し、12月17日に防府市長の意見書を添えて県知事に進達いたしました。その後事業計画案の縦覧等を行い、1月26日に市長の意見書を県知事に提出し、2月3日付で県知事の認可がされましたので、2月4日に組合設立発起人代表へ認可書の伝達を行いました。これを受けて、2月5日に防府駅てんじんぐち市街地再開発準備組合の解散総会と市街地再開発組合の設立総会が開催されておりますとの報告がございました。

また、再開発ビルの建設にあたり、要望のありました太陽光発電につきましては、商

業ベースでの導入による費用対効果が期待でないため、市としての提案はせず、雨水利用につきましては、防府地域の地理的な特性から雨水利用と井水利用を比較検討したところ、井水利用ではランニングコスト削減による費用対効果が見られ、全体の建設費等を勘案した結果、井水利用を提案したいと考えております。

また、特に要望のありました、アスピラートとの2階部分での通行可能な接続デッキにつきましては、設置を考えておりますが、デッキを設置する箇所の大部分が市街地再開発事業区域外となるため追加工事が必要となり、再開発ビルとの接続部分についての費用負担も組合との協議を必要とするため可能な限り工事費の軽減に努め、費用負担や安全対策などの細部につきましては、組合が行われる実施設計の中で検討してまいりますとの報告がございました。

両事業に対する質疑の主なものを申し上げますと、「再開発ビルとアスピラートを2階部分で接続することによるセキュリティ対策はどのようになっているのか。また、アスピラート2階・3階への階段に監視カメラや赤外線によるセキュリティ対策は施せないのか」との質疑に対して、「アスピラート2階・3階で行事がない時には、2階渡り廊下の双方の出入口に鍵をかけ、自由に行き来できないようにし、行事がある時には、その時間帯に合わせ、通路を開放することで検討いたしております。

また、アスピラートでは、2階・3階で行事がないときにおいても音楽の練習等のために来館した子供たちが、2階リハーサル室等へ上がるため、施設利用者とそれ以外の者との区別が困難であり、階段の赤外線によるセキュリティ対策は難しいと思われまして」との答弁がございました。

また、「アスピラートについては、開館時間の延長や利用時間帯区分等の検討を含めて、再開発ビルとの一体的利用を考えているのか」との質疑に対して「アスピラートと再開発ビルにつきましては、一体的利用を目指しており、図書館のロビー機能につきましては、アスピラート1階部分を利用する計画といたしており、ホールにおいて催し物が開催される場合には、その時間帯に合わせて2階通路を開放することにより往来ができますので、2階通路を生かした一体利用ができると考えております。開館時間につきましては、管理上行事がないときには6時ごろ閉館せざるを得ないと思われまして、運営計画やランニングコスト等につきまして、引き続き詳細に検討してまいりたいと考えております。

また、利用時間帯区分につきましては、現在、午前・午後・夜間の利用区分となっておりますが、利用される市民の方々にわかりやすい利用区分が必要となりますので、運営形態、利用形態につきましても詳細に検討してまいりたいと考えております。」との答弁がございました。

また、「前回の特別委員会の資料では、商業ゾーンの1階・2階には、エスカレーターがあり、公共公益施設にはエスカレーターがないがこれは費用の問題なのか」との質疑に対して、「当初の素案には、エスカレーターがありましたが、公共公益施設を市民の方々に利用していただくという観点で、いろいろな検証をいたしました。エスカレーターは一定の時間内での大量移動を必要とするコンサートホール用等に適していますが、図書館につきましては、利用者が適宜来館されることから、利用形態を考慮するとエレベーターの設置により、その機能を確保できること、また、コスト面も含めまして、エレベーターで検討いたしております。なお、商業施設には4基のエスカレーターを設置する案が出されておりますが、設置場所を含め必要基数についても検証する必要があるのではなかろうかと考えております」との答弁がございました。

また、「太陽光発電を設置しないとのことであるが検討の余地はないのか」との質疑に対して、「太陽光発電につきましては、約50平米の小規模な太陽電池パネルを設置する費用が約1,300万円かかります。これに対しまして、電気料金の削減効果は、年間約5万8,000円であり、また、小規模な施設では国庫補助金等も受けることができないため、費用対効果を考え、市といたしましては、提案をしないことといたしましたが、公園等に設置してある時計などに使用されている小型太陽電池パネルの使用につきましては考える余地があると思われまして」との答弁がございました。また、「駐車場の運営についてはどのように計画されているのか」との質疑に対して、「駐車場は、防府地域振興株式会社が管理運営することとなりますが、防府地域振興株式会社は、地域振興整備公団、防府市、地元金融機関等の出資会社であり、その主な収入は保留床及び権利床を取得したものを市に貸し付ける賃貸料となります。駐車場につきましては、独立採算制で運営することとなり、駐車料金につきましては、減価償却経費や車の回転率等を勘案しながら設定することとなりますが、他の駐車場の料金とのバランスを考えながら検討して行く必要があると考えております。

収入形態といたしましては、商業組合、公共施設が無料利用券を発行する際に地域振興株式会社に納める定額料金と個人利用者がその都度納める駐車料金及びマンション入居者に対する、定期貸しの駐車料金となります。また、他の駐車場との相互利用につきましては、TMOで検討することといたしております」との答弁がございました。

また、「アスピラートと再開発ビルとの一体的利用の観点から、アスピラートの使い方をもう一度考えてほしい」との要望等もございました。

次に、まちづくり総合支援事業についてでございますが、平成14年12月に上天神町自治会と天神商店街振興組合の連名により、地元が主体的に取り組む景観整備にあわせ、

街路整備を実施してほしいとの要望がありました。その後、街路整備に向けて協議を行い、「天神プロムナード景観設計及び詳細設計業務に伴う地元協議会」を設け、現在、協議会において具体的な道路の景観整備について検討作業を進めております。平成15年度実施工事として、らんかん橋より南へ約44メートルの水路改修並びに、多目的広場の噴水及び造園工事を実施しております。平成16年度には、らんかん橋から南へ約100メートルについて、地元の取り組みにあわせ街路の景観整備を実施する予定であり、また、旧2号国道から旧山口銀行防府支店までの交差点3カ所、延長約60メートルの景観設計を行うことといたしておりますとの報告がございました。まちづくり総合支援事業につきましては、特に御報告申し上げる質疑等はございませんでした。

次に、TMOにつきましては、平成15年度事業の概要説明があり、TMOの運営状況や商業TMO計画、商店街活性化事業の取り組み状況、天神ピアの利用状況並びに空き店舗対策の状況等の報告がございました。

TMOに対する質疑の主なものを申し上げますと、「リノベーション補助金とはどのような趣旨の補助金なのか」との質疑に対して、「再開発ビルの商業保留床は、地元商業開発会社が買い取ることとなりますが、その取得した保留床に導入する店舗について、テナントミックスの計画を策定することにより国庫補助金が受けられるものです」との答弁がございました。以上の経過をもちまして、中心市街地活性化対策調査特別委員会の中間報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（中司 実君） ただいまの各特別委員会の中間報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 以上で、特別委員会の中間報告を終わります。

選任第1号防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（中司 実君） 選任第1号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 選任第1号防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、防府市固定資産評価審査委員会委員のうち、波多野桂子氏が1月31日をもって退任されたため生じました欠員について、委員の選任をお願いするものでございます。

波多野委員には、平成8年12月から7年間にわたり、本市の固定資産評価審査委員会

委員として御尽力をいただきました。

ここに改めて深く感謝の意を表する次第であります。

このたび、後任委員として新たにお願ひしようとする阿部次男氏は、昭和60年7月に土地家屋調査士・行政書士事務所を、また、同年12月に司法書士事務所を開設され、昨年4月からは山口県土地家屋調査士会防府支部長を務めておられます。

阿部氏の豊富な経験と専門的な知識が、固定資産評価審査委員会の委員として活かされるものと考えております。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（中司 実君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 質疑を終結してお諮りします。本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 討論を終結してお諮りします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、選任第1号については、これに同意することに決しました。

報告第1号専決処分の報告について

報告第2号専決処分の報告について

報告第3号専決処分の報告について

報告第4号専決処分の報告について

報告第5号専決処分の報告について

報告第6号専決処分の報告について

報告第7号専決処分の報告について

報告第8号専決処分の報告について

議長（中司 実君） 報告第1号から報告第8号までの8議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第 1 号から報告第 8 号までの専決処分の報告について一括して御説明申し上げます。

本案は、議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、防府市営住宅及び改良住宅の明渡等請求に関する訴えの提起について、専決処分したものでございます。

専決処分の内容でございますが、お手もとにお示ししておりますとおり、本市の再三の催告にもかかわらず家賃を納入しない入居者 8 人について、本年 2 月 5 日に山口地方裁判所へ市営住宅及び改良住宅の明渡し並びに滞納家賃の支払いを求める訴えを提起したものでございます。

市営住宅及び改良住宅の家賃の収納につきましては、平素から努力いたしておるところですが、今後、より一層適正な管理に努め、完納を目指してまいりたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

議長（中司 実君） ただいまの補足説明に対し一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

以上で報告第 1 号から報告第 8 号までを終わります。

報告第 9 号専決処分の報告について

議長（中司 実君） 報告第 9 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第 9 号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本案は、議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、損害賠償の額を決定したものでございます。

事故の概要でございますが、平成 15 年 12 月 19 日午前 10 時 20 分頃、総務課職員が出張所等へ公文書等を遞送するため市道脇 1 号線を北に進行し、富海郵便局前の交差点を左折しようとしたところ、遞送経路を誤っていたため、停止し、後退した後、改めて右折しようとした際、県道富海停車場線を西から東へ進行中の車両に衝突し、双方の車両が破損したものでございます。

車両の修理も完了し、お手元の参考資料のとおり示談が成立いたしましたので、これを専決処分したものでございます。

職員の交通事故防止につきましては、平素から十分に注意をしておりますが、今後、交通安全指導をより徹底し、事故防止に努めてまいりたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

議長（中司 実君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 以上で報告第9号を終わります。

議案第1号防府市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

議長（中司 実君） 議案第1号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第1号防府市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について御説明申し上げます。

本案は、住居表示の実施につきまして、その区域及び方法をお諮りするものでございます。

今回の区域は、多々良2丁目、岩畠2丁目に隣接する大字東佐波令の一部でございます。

この度、この区域に住宅が建設され、当該住宅の住所を大字東佐波令と表示いたしましたが、現在、当該区域周辺の市街地においては、すでに住居表示を実施しており、住所地を大字東佐波令と表示する箇所はなく、このままの状態では住民の日常生活に不便を生ずることとなりますので、住居表示を実施しようとするものでございます。

なお、住居表示の方法につきましては、街区方式により行うものといたします。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（中司 実君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

議案第2号 工事請負契約の一部変更について

議長（中司 実君） 議案第2号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第2号工事請負契約の一部変更について御説明申し上げます。

本案は、平成14年6月の定例市議会で御承認をいただき、継続事業により施工いたしております市道中河内尾崎線（大崎橋自転車歩行者専用橋）橋梁上部工工事の一部変更についてお諮りするものでございます。

内容につきましては、仮設工事で使用した土砂を搬出する経費が増額となりますので当初の設計を変更し、変更契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（中司 実君） 本案に対する質疑を求めます。16番。

16番（木村 一彦君） 設計変更で大体1,350万前後工事費が増額になるわけがありますが、1つはこの経緯についてももう少し詳しく説明していただきたいと思います。まず最初に、それだけお願いいたします。

議長（中司 実君） 土木建築部長

土木建築部長（林 勇夫君） それではお答えいたします。この工事は14年、15年度の継続工事として現在実施しております。設計を上げる時に土の処理については暫定箇所です。その後国土交通省と最終協議した結果、設計変更しておりますところの奈美の築堤用地、これは国土交通省の佐波川の築堤の計画のある場所ですが、こちらの方に搬出するということになりましたので、搬出距離が変更になりましたので変更させていただきました。以上でございます。

議長（中司 実君） 16番

16番（木村 一彦君） 今の御説明だと奈美の方で国土交通省が行っている橋梁の工事と差しかえと申しますか、俗に言うバーター取引と申しますか、交換条件で土砂を搬入するかわりに奈美の方の工事は国土交通省がやるということのようであります。そこでお尋ねですけれどもこういうやり方というのはしょっちゅうあるものなのかどうか。それが1つ。2つめには、法律的に問題がないのかどうか。3つめには奈美の方の国土交通省の橋梁工事の1部を市がやることになってたそうですが、その市がやることになっていた工事を請け負っておった業者はどうなるのか。あるいは請け負っておらなかったのか。その

3点についてちょっと御説明願いたいと思います。

議長（中司 実君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） ちょっと工事名が国土交通省の橋梁工事というふうに聞き取りましたけれども、橋梁ではなしに築堤の工事を今計画しておるわけです。その辺が1つと。

それから市の単独工事とバーター契約、ちょっとその辺がよく私ども意味がわからないんですけど、まだ市の工事は発注はしておりません。発注しておりませんので業者も決定しておりません。以上でございます。

議長（中司 実君） 法律的な問題は。

土木建築部長（林 勇夫君） 法律的には、別に工事が発注されました中での変更でございますので支障はないと考えております。

16番（木村 一彦君） これは確認ですけど、奈美の方の国土交通省の工事は発注しておられないということでしたが国土交通省からお話が、15年度の予算が決まった直後に早くに交換しないかというようなお話があったのかどうか。だとすれば発注していないというのもよくわかるのですが。かなり後になってからこの話があったのならば発注していないということは考えられないんですけど、平成15年度の工事ですから。その辺ちょっと説明してください。

議長（中司 実君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） 国土交通省の工事ではなくて、市の方の工事は発注はしておらないということでございます。私どもの方の聞きとりが悪いのかもしれませんが、要するに当初土の捨て場は、現在工事をやっています大崎地区で処理をしようという暫定で設計をしておったわけです。ところが2年継続でございますして国土交通省の方の築堤の方の工事が出てきたもんですから、同じ佐波川敷の中にある土は外に搬出してはいけないということで、国土交通省が計画しております奈美の地区に搬出してほしいということが最終的に決まったということで距離が増えたと。

今さっき市の方の工事が、予算がとか、おっしゃいましたけど、これは予算は持っておりますけど、まだ工事は発注しておりません。国土交通省の方が築堤の工事を急ぐためにそこに国土交通省の方から土を入れてですね、自分の工事は進めておるわけです。やろうとしておることでありまして、防府市が扱うところの土はそこには持っていくわけではございません。

議長（中司 実君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

議案第3号防府市事務分掌条例中改正について

議長（中司 実君） 議案第3号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第3号防府市事務分掌条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法の改正に伴い、条文の整備をしようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（中司 実君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

議案第4号防府市役所出張所設置条例等中改正について

議長（中司 実君） 議案第4号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。

市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第 4 号防府市役所出張所設置条例等中改正について御説明申し上げます。

本案は、大字大崎の一部につきまして、本年 2 月 1 6 日から住居表示を実施したことに伴うものでございます。

このたびの住居表示は、従来の大字大崎の一部が自由ヶ丘 1 丁目、自由ヶ丘 2 丁目、自由ヶ丘 3 丁目、自由ヶ丘 4 丁目として新たに町名表示されたものでございまして、第 1 条におきましては、右田出張所の所管区域の表示を、第 2 条におきましては、農業委員会の委員選挙における第 3 選挙区の表示を、第 3 条におきましては、水道事業の給水区域の表示を、それぞれ変更しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（中司 実君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 4 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 5 号防府市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例中改正について

議長（中司 実君） 議案第 5 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。
市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第 5 号防府市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、地方公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法施行規則の改正に伴い、所要

の改正をしようとするものでございます。

内容につきましては、お手もとの参考資料にお示ししておりますとおり、地方公務員災害補償法の改正に準じて実施機関等に対する報告の拒否等を行った被災職員等に対する罰金の額の上限額を引き上げるもの及び地方公務員災害補償法施行規則の改正に伴い、条文の整備をしようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（中司 実君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

議案第6号防府市基金の設置、管理及び処分に関する条例中改正について

議長（中司 実君） 議案第6号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第6号防府市基金の設置、管理及び処分に関する条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、ふるさと創生基金を廃止するため、条例の改正をお願いするものでございます。

ふるさと創生基金は、ふるさと創生事業の財源を積み立てることを目的として昭和63年度に設置したものでございますが、この基金の積立財源である普通交付税は、平成10年度を最後に予算措置が終了し、基金の残額につきましては、本年度において全額処分することとしておりますので、この基金を廃止しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（中司 実君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

議案第7号防府都市計画特別業務地区建築条例中改正について

議長（中司 実君） 議案第7号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第7号防府都市計画特別業務地区建築条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、建築基準法の改正に伴い、条文の整備をしようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（中司 実君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

議案第 8 号防府市火災予防条例中改正について

議長（中司 実君） 議案第 8 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第 8 号防府市火災予防条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、市民の喫煙に関する意識等の変化及び防火対象物の大規模化、複雑多様化等に対応するため防火対象物の喫煙に係る制限及び劇場等の客席の形態に係る規定の整備をしようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（中司 実君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 8 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 9 号平成 15 年度防府市一般会計補正予算（第 8 号）

議長（中司 実君） 議案第 9 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。助役。

〔助役 土井 章君 登壇〕

助役（土井 章君） 議案第 9 号平成 15 年度防府市一般会計補正予算（第 8 号）について、御説明申し上げます。

まず、第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 4 8 7 万 1,000 円を減額し、補正後の予算総額を 3 9 5 億 8,459 万 7,000 円といたして

おりますが、今回の補正は、決算見込みによる補正が主なものでございます。

次に、第2条の継続費の補正につきましては、8ページの第2表、及び166ページ、167ページの継続費調書でお示ししておりますように、防府基地周辺公園設置助成事業、基地周辺障害防止対策事業、及び、西田中団地建替事業の総額及び年割額の変更をお願いするものでございます。

次に、第3条の繰越明許費につきましては、9、10ページの第3表、及び168ページから173ページの繰越明許費調書でお示ししておりますように、県営ほ場整備事業ほか22件の繰越しをお願いするものでございます。

なお、繰越理由につきましては、繰越明許費調書に記載しておりますので、説明は割愛させていただきます。

次の第4条、債務負担行為の補正につきましては、11ページから14ページの第4表、及び174ページから185ページの債務負担行為調書でお示ししておりますように、戸籍電算化事業導入経費の限度額及び財団法人防府スポーツセンターの施設整備資金借入金の元利償還金に対する補助金の債務負担行為設定期間を変更いたすとともに、防府市土地開発公社が、昭和49年度から平成15年度までの借入金に対する市の債務保証について現時点での借入額等を限度に、一括した表記に変更しようとするものでございます。

次に、第5条の地方債の補正につきましては、15、16ページの第5表でお示ししておりますように、いずれも適債事業の事業費確定見込みによる変更をお願いするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきまして、事項別明細書により、その主なものについて、順を追って、御説明申し上げます。

まず歳入でございますが、18ページから36ページまでの市税、地方譲与税、各種交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料につきましては、いずれも決算見込みによる補正をお願いするものでございます。

次に36ページの国庫支出金から66ページの県支出金につきましては、それぞれの事業費の内示確定や精算見込み等に伴う補正をお願いするものでございます。

次に、66ページから68ページまでの財産収入につきましては、遊休土地の売り払い等に伴う補正をお願いするものでございます。

また、68ページから74ページまでの繰入金及び諸収入につきましては、いずれも事業費の確定や決算見込みに基づき、補正を行っております。

76ページの市債につきましては、いずれも適債事業の事業費の確定や決算見込みに伴う補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出の主なものについて、御説明申し上げます。

まず、98ページまでの2款総務費につきましては、いずれも事業費の確定や決算見込みに伴う補正でございます。80ページの1項総務管理費、2目人事管理費におきましては、支給率の見直し等に伴う退職手当の減額を、また82ページの7目財政調整基金費におきましては、歳入で御説明いたしました市有地売払収入等の基金への積み立てを、さらに84ページの9目企画費では、生活バス路線運行費補助金等を計上いたしております。

続きまして、96ページから108ページまでの3款民生費につきましては、そのほとんどが決算見込み等による補正でありまして、100ページ、1項社会福祉費、2目老人福祉費におきましては、利用者の減による、生きがい活動支援通所事業委託料や配食サービス事業委託料の減額等をいたしております。

また、102ページ、5目障害者福祉費においては、入所者の見込み増によりまして、身体障害者指定施設支援費の増額等を計上しております。また、106ページ、2項児童福祉費につきましては、保育園児数の見込み減によりまして民間保育所委託料の減額や民間保育所職員の処遇向上を図るための経費等の補正をお願いいたしております。

次に、110ページから116ページまでの4款衛生費につきましては、いずれも決算見込みに伴う補正でございますが、主なものといたしましては、受診者の増によるインフルエンザ予防接種委託料の増額のほか、設置数の実績見込みによる合併処理浄化槽設置補助金の減額、入札差金による火葬場解体工事費や指定ごみ袋製作等委託経費の減額等を行っております。

次に、118ページの5款労働費につきましては、利用者の見込み減による中小企業勤労者に対する貸付預託金等の減額補正を行っておるものでございます。

次に、118ページから124ページまでの6款農林水産業費につきましては、いずれも事業費の確定及び決算見込みにより補正をいたすものでございます。

124ページ7款商工費につきましては、決算見込みによりまして制度融資の減額等の補正をお願いいたしております。

次に、126ページから138ページまでの8款土木費につきましても、いずれも事業費の確定及び決算見込みに伴う補正でございますが、主なものといたしましては、山陽自動車道富海パーキングエリア関連の河川護岸工事費や中関第2ポンプ場の実施設計及び電気工事経費の入札差金、また、県がテロ防止対策として実施する三田尻中関港港湾改修事業に伴う県事業負担金等を補正いたすものでございます。

次に、140ページの9款消防費につきましては、依願退職による退職手当の増額補正が主なものでございます。

さらに、142ページから154ページの10款教育費につきましては、いずれも事業費の確定及び決算見込みに伴う補正費でございますが、小野小学校の屋内運動場増改築工事やプール改築工事に係る入札差金が生じたことによる減額、また、決算見込みによります文化振興財団への管理委託経費の減額が主なものでございます。

156ページから158ページまでの11款災害復旧費につきましては、昨年7月の豪雨災害に係る、補正事業費の査定による工事経費の減額が主なものでございます。

次に、158ページの12款公債費につきましては、元金並びに一時借入金利子及び公債利子を決算見込みにより補正いたすものでございます。

以上、今回の補正の主なものについて、御説明申し上げましたが、収支をいたしまして補正後の予備費を15億8,101万4,000円といたしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（中司 実君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第9号については、関係各常任委員会に付託と決しました。

議案第10号平成15年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）

議案第11号平成15年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第12号平成15年度防府市索道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第13号平成15年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

議案第14号平成15年度防府市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）

議案第15号平成15年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第16号平成15年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第3号）

議案第17号平成15年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）

議案第18号平成15年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議長（中司 実君） 議案第10号から議案第18号までの9議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。助役。

〔助役 土井 章君 登壇〕

助役（土井 章君） それでは、議案第10号から議案第18号までの9議案について、順を追って、御説明申し上げます。

まず、1ページ、議案第10号平成15年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38億4,580万7,000円を減額し、補正後の予算総額を107億9,678万6,000円といたしております。

第2条の繰越明許費につきましては、4ページの第2表及び18ページの繰越明許費調書でお示しいたしておりますように、競輪場内前売発売所の移設工事費の繰り越しをお願いするものでございます。

今回の補正は、決算見込みに基づき行っており、歳入では、車券発売金収入、基金繰入金等を、また歳出では、競輪事業費、諸支出金をそれぞれ減額し、収支差を予備費で調整いたしております。

次に、21ページの議案第11号平成15年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億6,583万2,000円を減額し、補正後の予算総額を92億1,566万4,000円といたしております。この会計も決算見込みによる補正を行うものでありますが、歳入では、保険料、国庫支出金、療養給付費交付金、繰入金等を、歳出では、保険給付費、老人保健拠出金、保健事業費等を計上いたし、収支差を予備費で調整しております。

次に、53ページの議案第12号平成15年度防府市索道事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ100万円を減額し、補正後の予算総額を1億739万1,000円といたしております。また、61ページの議案第13号平成15年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）では、歳入歳出それぞれ32万4,000円を減額し、補正後の予算総額を2億1,109万2,000円といたしております。

この両会計とも、今回の補正は、決算見込みに基づき行っており、いずれも、収支差を一般会計からの繰入金で調整させていただいております。

次に、77ページの議案第14号平成15年度防府市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出それぞれに48万7,000円を追加し、補正後の予算総額を172万6,000円といたしており、歳入では、財産収入を決算見込みに基づ

き計上いたし、収支差を土地開発基金に積み立てようとするものでございます。

次に、85ページの議案第15号平成15年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,163万5,000円を減額し、補正後の予算総額を53億4,503万5,000円といたしております。

第2条の繰越明許費につきましては、88ページの第2表及び89ページの繰越明許費調書でお示しいたしておりますように、公共下水道事業の繰り越しをお願いするものでございます。

第3条の地方債の補正につきましては、89ページの第3表及び100ページの地方債調書でお示しいたしておりますように、いずれも適債事業の事業費確定見込みによる変更をお願いするものでございます。

今回の補正は、歳入歳出いずれも、決算見込みにより行っているものでございます。

次に、101ページの議案第16号平成15年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれに473万8,000円を追加し、補正後の予算総額を2,583万7,000円といたしております。

今回の補正は、決算見込みに基づき行っておりますが、共済見舞金に基金からの繰入金を充当しようとするものでございます。

次に、109ページの議案第17号平成15年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ21万5,000円を減額し、補正後の予算総額を129億437万6,000円といたしております。

今回の補正は、歳出において、医療給付費が年間見込みを下回ったこと等、及びそれに伴う歳入調整が主なものでございます。

最後に、121ページの議案第18号平成15年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,297万9,000円を減額し、補正後の予算総額を64億8,530万9,000円といたしております。

この事業も、今回の補正は、歳入歳出いずれも決算見込みに基づき行っているものでございます。

以上、議案第10号から議案第18号までの9議案について、一括して御説明申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（中司 実君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております9議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第10号及び議案第14号については総務委員会に、議案第11号、議案第13号、議案第16号、議案第17号及び議案第18号については教育民生委員会に、議案第12号については経済委員会に、議案第15号については建設委員会に、それぞれ付託と決しました。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議案第19号平成15年度防府市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第20号平成15年度防府市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

議長（中司 実君） 議案第19号及び議案第20号の2議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。水道事業管理者。

〔水道事業管理者 吉田 敏明君 登壇〕

水道事業管理者（吉田 敏明君） 議案第19号及び議案第20号について、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第19号平成15年度防府市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、決算見込みに立ちました収入及び支出の増減額をそれぞれお示しいたしておりますように、補正をお願いするものでございます。

すなわち、予算第2条に定めております業務の予定量につきましては、年間総給水量を1,409万2,000立方メートルに、1日の平均給水量を3万8,503立方メートルに、建設改良事業の事業費を7億843万7,000円に改めようとするもので、以下、この業務量の変更に伴い所要の補正をお願いするものでございます。

予算第3条に定めております収益的収入及び支出の予定額につきましては、平成15年度防府市水道事業会計補正予算実施計画書にその内容をお示しいたしておるとおりでございます。

給水収益につきましては、景気の低迷や節水型社会の到来、また、10年ぶりの冷夏といった天候上の悪影響も加わり、全般的な水需要の減少による大幅な減額補正をお願いいたしておりますが、給水負担金の増収及びその他収入の増額が見込めるため、収益的収入

全体では、2,807万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

一方、費用面におきましては、一般管理費等諸費用の減額を見込んでおり、収益的支出全体では1,614万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、予算第4条に定めております資本的収入及び支出の主なものにつきましては、同時施工を予定しておりました主たる公共工事との関連により工事負担金収入は増額となりますが、総事業費が減額となること等により、企業債借入額を減額しようとするもので、あわせて、資本的収支不足額の補てん財源については、それぞれお示しをいたしておりますように改めようとするものでございます。

第5条につきましては、ただいまの理由によりまして、企業債の限度額を5億円から3億3,000万円に改めようとするものでございます。

次に、議案第20号平成15年度防府市工業用水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

本会計につきましても、補正予算書11ページにお示しをいたしておりますように、決算見込みに立ちました増減額をお願いするものでございます。

なお、本事業は、今後も大規模な改修工事の予定がないことから、減債積立金を取り崩し、財政融資資金借入金の全額繰上償還を行うこととしており、この繰上償還に伴う補償金を新たに特別損失に計上するとともに、あわせて企業債償還金に繰上償還元金相当額の増額補正をお願いいたしておるものでございます。

以上、議案第19号及び議案第20号について御説明申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長(中司 実君) ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長(中司 実君) 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(中司 実君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第19号及び議案第20号については、建設委員会に付託と決しました。

議長(中司 実君) 以上をもちまして、本日の日程はすべて議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。なお、次の本会議は3月4日午前10時から開催いたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願いいたします。

す。お疲れさまでございました。

午前 11 時 19 分 散会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

平成 16 年 2 月 27 日

防府市議会議長 中 司 実

防府市議会議員 山 下 和 明

防府市議会議員 河 杉 憲 二